

図書館長	教育研究支援 オフィス課長	リーダー	受付

年 月 日

図書館利用許可願

千葉商科大学附属図書館長様

貴大学図書館を下記の理由により利用させていただきたく、ご許可くださいますようお願い申し上げます。利用にあたっては、附属図書館規定等を遵守し、職員の指示に従うことを誓約します。

(ペンまたはボールペンで記入してください。)

フリガナ	
氏 名	
利用目的	
現 住 所	〒 _____ Tel. _____ (携帯 _____)
E-mail	
※ 裏面【確認事項】の確認と署名または捺印をお願いします。	

以下は記入しないでください。

- (市川市・鎌ヶ谷市・船橋市・松戸市・江戸川区・葛飾区) 図書館紹介状
- 現住所確認 (運転免許証、保険証、住基カード、その他 (_____))
- 発行者: _____ 発行日: _____ 年 月 日
- 仮登録 許可No. _____
- 本登録 作業者: _____ 作業日: _____ 年 月 日

-----切り取り線----- 受領印 -----切り取り線-----

デポジット金 (預かり金) 会計課

氏 名	様
-----	---

費 目	ライブラリーカード デポジット金 (預かり金)
金 額	1,000円
勘定科目	預かり金収入
科目コード	
備 考	

許可 No
日付
担当

千葉商科大学
教育研究支援オフィス
図 書 係

預かり証

氏 名	様
-----	---

ライブラリーカードのデポジット金 (預かり金) として、金 1,000円をお預かりしました。

千葉商科大学
教育研究支援オフィス
図 書 係

【確認事項】

- ご記入いただいた事項については、図書館の利用に関わるご連絡（返却督促等）以外には使用しません。
 - ライブラリーカードの有効期限は申請のあった日の年度内です。有効期限が切れ、使わなくなったライブラリーカードは速やかに図書館へお返してください。
 - 発行時のデポジット金（預かり金）はカード返却の際にお戻しします。
 - ライブラリーカードは大切に扱い、万一紛失・破損した場合は、必ず図書館へ届け出てください。
 - ライブラリーカードを紛失・破損した場合は、デポジット金（預かり金）1,000 円の返金はありません。また、再発行を希望する場合は、新たなデポジット金（預かり金）1,000 円が必要です。
 - ライブラリーカードを返却せず、有効期限満了の日から 10 年を経過した場合は、紛失・破損と同等と見なし、デポジット金（預かり金）1,000 円は返金しません。
- 確認しました。（署名または捺印）
